

令和5年度 第3回花巻市文化財保護審議会 会議録

1 開催日時 令和6年3月18日（月）午後2時～午後3時30分

2 開催場所 花巻市石鳥谷総合支所 3階 大会議室

3 出席者

(1) 委員 8名

大原皓二会長、木村清且副会長、中村良幸委員、中嶋奈津子委員、
竹原明秀委員、外館聖八朗委員、大石雅之委員、時田里志委員

(2) 事務局 9名

佐藤勝教育長、菅野圭部長

文化財課：鈴木直明課長、伊藤真紀子課長補佐、佐藤幸泰課長補佐、
橋本征也係長、佐々木勝也係長、里館いつみ主任、
酒井宗孝文化財専門官

(3) 傍聴者 なし

(4) 報道関係 なし

4 議題

ア 令和5年度花巻市文化財関係事業報告について

イ 国指定特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」現状変更許可申請（植物・土壌採取）に係る意見について

ウ 花巻市指定天然記念物「奥州街道名残りの松」の追加指定について（諮問）

エ 花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することについて（諮問）

オ 花巻市指定天然記念物「北笹間のサイカチ」の指定を解除することについて（諮問）

カ 花巻市指定無形民俗文化財「太田目田植踊」の指定を解除することについて（諮問）

キ 花巻市指定無形民俗文化財「大瀬川さんさ踊り」の指定を解除することについて（諮問）

ク 花巻市文化財保存活用地域計画策定について（報告）

ケ 国指定天然記念物花輪堤ハナショウブ群落保存活用計画の策定について（報告）

5 議事録

（1）開 会（進行：鈴木課長）

〔審議会成立報告（委員8名出席・2名欠席）〕

（鈴木課長）

本委員10名中8名のご出席をいただいておりますので、花巻市文化財保護審議会条例第4条第2項の規定により本日の会議は成立しますことをご報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第3回花巻市文化財保護審議会を開会いたします。

初めに佐藤勝花巻市教育長からご挨拶申し上げます。

（2）挨 拶

（佐藤教育長）

委員の先生方には、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また日頃より、それぞれ各分野におきましてご指導ご助言をいただき、文化財の保存、あるいは継承ということでたくさんお力をいただいております。ありがとうございます。

今、お手元にごございます花巻市の文化財保存活用地域計画ですけれども、先生方のご指導、ご協力をいただきまして、何とか5年がかりで進めてまいりましたが、おかげさまで昨年12月に文化庁から認定をいただくことができました。

この計画は、地域社会で守り伝えられてきた文化財の滅失、散逸、担い手不足などの危機が懸念される中で、その継承に取り組み、保存活用を促進するためのマスタープラン、あるいはアクションプランでありますけれども、昨今、蘇民祭等で報じられますように、やはり文化財の保存・継承について、特に無形の民俗文化財がかなり厳しい状況になってきたということも伺っております。何とかこの計画に沿って、今後進めてまいりたいと思います。よろしくご指導をお願いしたいと思います。

この席をお借りして、少しお話し申し上げたいのですが、花巻市の博物館において市史編さんの編さん室を設置し、準備行為を進めております。状況について若干お話

申し上げますと、一昨年、大学の先生方やご専門の先生方をお願いして委員会を立ち上げ、これまで編さんの基本方針あるいは全体構成を中心に協議をしていただいております。

そして前回11月、その構成についての見通しとして、通史編、資料編それから特別編ということで編さんも進めていくというようなことで、進んでおります。通史編、資料編、特別編も大体それぞれ5巻ぐらいを目処にした作業になりそうでございます。自然、民俗、郷土芸能、人物、あるいは美術関係のもの、建築も入るかと思えますけれども、そういったものについては特別編の方で扱っていきたいということです。それぞれの構成の分野別の専門部会をこれから作って作業に入っていくということで、これから専門の部会長さんをお願いし、部会長さんから関係する専門部の方々をご推薦いただいて準備行為に入っていくということです。また何よりも大事な資料の収集ということについても、先週、この委員会において様々な助言をいただいたところであります。

それから市史に先んじて、児童向けの市史、子供たち用の市史を先行して作りたいと学校からの要望も強かったわけではありますが、これについても発行することとして、こちらも市史編さんとは別に編集を進めていきたいと、このようなことで今進んでおります。

いずれ、どちらも大変大きな事業であります。今後、保護審の先生方からも資料収集や様々な機会でご助言、ご協力をいただかなければならないと思っております。ぜひご多用かと存じますけれども、ご支援、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

本日は事業報告の他、現状変更の許可申請、追加指定、指定解除それから2件の報告事項ということで議題を設定しております。

ぜひ先生方から忌憚のないご意見を賜りながら、来年度に向けてということで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(鈴森課長)

それでは早速、議事に入らせていただきます。ここからの進行につきましては、大原会長、よろしく願いいたします。

(3) 協 議 (議長 大原会長)

ア 令和5年度花巻市文化財関係事業報告について

(大原会長)

それでは議事に入らせていただきます。

議題の(1) 令和5年度花巻市文化財関係事業報告についてご報告いただきます。

(佐藤補佐)

1点訂正があります。4ページ目、埋蔵文化財資料再整理及び利活用の③体験学習のウ. 菓子型アート、参加者18名というのは総合文化財センターの企画展の事業になりますので、6ページ目の普及活動に入る中身となっておりますので、訂正お願いいたします。

妙泉苑についてですが、5月27日・28日のイベント「瀬織津姫祭り」で建物と敷地を貸し出しておりますので、この分を付け加えさせていただきます。

[佐藤補佐より資料No.1-1を説明]

[伊藤補佐より資料No.1-2を説明]

[佐々木係長より資料No.1-3を説明]

[橋本係長より資料No.1-4を説明]

[質疑]

(大原会長)

(1) 令和5年度、花巻市文化財関係の事業報告が終わりました。

ただいまの事業報告につきまして、ご質問あるいはご意見など賜ります。

ご質問、ご意見が無いようでございますので、(1) 事業報告につきましては承認いただきました。

イ 国指定特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」現状変更許可申請(植物・土壌採取)に係る意見について

(大原会長)

続きまして、(2) 国指定特別天然記念物早池峰山および薬師岳の高山帯・森林植物群落現状変更許可申請に係る意見についてご説明をお願いいたします。

〔酒井文化財専門官から資料No.2を説明〕

〔質疑〕

(大原会長)

(2) 国指定特別天然記念物早池峰山および薬師岳の高山帯森林植物群落現状変更許可申請に係る件につきまして、皆さんからご質問、またご意見を賜ります。

竹原先生、外館先生よろしいですか。

(竹原委員)

植物に対しての影響はそれほど無いかと思うのですが、採取方法が書いてあり、実際の量についても書いてあるのですが、どのように採るかがこれではよくわからないかなという感じです。根を3gとか土壌何グラムと書いてあるのですが、どのように採るのかという詳しいところはわからない部分があります。

採る植物の中には確か、岩手県の指定植物のチシマツガザクラというのが入っていたかもしれないですけども、その辺は県の方が検討はするんでしょうね。自然保護課とか、国定公園とかの方に関しての了解を取られれば、この場所での文化財的なところとしては、それほど問題ないのかなという気はします。

(酒井文化財専門官)

こちらの資料にはつけておりませんが、ピンセットや小さなはさみ等を使って採るといようなことは書いておりますし、この国指定の公園内での許可は取っており、許可証が添付されておりました。

(竹原委員)

許可がされているのであれば、それに対してここで意見を求められても何か答えづらいなというのが実際のところですね。絵を見ても果たしてこのようにちゃんと採られて、問題が起こるかどうかはよくわかりません。実際、図2の土の取り方とかが書いてあるのですが、現状、こんな土壌が無い場所ではないのかなと思ひまして、ほとんど砂礫の場所なので、実際に土を取ってという格好になるのかどうかとか、その後、埋め戻しがうまくできるかどうか、ちょっと不明な点はあるかと思ひますけども、よくやられているような方であれば問題無いかとは思ひます。

土壌という言葉はたくさん出てくるのですが、果たして土壌なのかなということ、ここに書かれている格好で取れるかどうかというのはわかりません。

(大原会長)

なかなか専門的な調査のようでございます。この件に関しまして、他にご意見等がなければ問題無いとの意見で取りまとめさせていただきます。

(竹原委員)

どこでどう採ったかというような事後報告が来ますよね。

(伊藤補佐)

令和7年までの調査なので、令和7年11月の後の提出になると思います。

(竹原委員)

できれば、毎年出していただきたいと思うのですが。

(大原会長)

公表予定は令和8年とされているようでございます。

ウ 花巻市指定天然記念物「奥州街道名残りの松」の追加指定について（諮問）

(大原会長)

(3) 花巻市指定天然記念物「奥州街道名残りの松」の追加指定についてお諮りいたします。ご説明ください。

[酒井文化財専門官から資料No.3を説明]

(酒井文化財専門官)

続きまして、調査していただいた外館委員よりコメントをいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(外館委員)

資料No.3の2ページ目に調書ということで報告させてもらっているのですが、何回か指定になっている松の関係を見ながら、そのついでに眺めていたのですが、今回ちょうど指定になっている松が崩落している等の関係で、やはり、あそこにあるトータル4本ですね。かつてはこんな幹状ではなかったのですが、途中の道路で寸断されて、1本と3本みたいな形なので、その1本のみが指定になっていますけども、過去の報告書等で見ても、ここも合わせて追加指定すべきだというような報告があるようですが、今回調査してみて、やはり同じように優れている形態とか樹枝とか、ただ単に大きいだけではなく、いわゆる枝垂れ性も持っている松ということで非常に貴

重な財産ではないかなということ、非常に存在価値が大きいだろうと思っております。

今、花巻地域、岩手県の盛岡以南は松くい虫被害地になっていまして、被害地のど真ん中にあるというような環境もありまして、ここで指定をして管理をしていく必要があるのではないかなというふうに思って追加指定の方がよろしいというような報告書を書かせてもらったところでもあります。それが若干測定結果等についても載せて報告しておりますけれども、太さ的にも70センチから1メートルで結構太いものがありますし、年数はわからないですが報告書等を見れば300年以上ということ、非常に貴重な財産であるというふうにわかりました。そういうことで指定するのは適当ではないかなというふうに思い、報告書を書かせてもらったところでもあります。以上でございます。

〔質疑〕

(大原会長)

竹原先生にもご覧いただいたと伺っていますが、よろしいですか。

(竹原委員)

以前に見させていただきまして、現指定の場所を現地視察したときに、ここもいいのではないかという話を聞きまして見させていただきました。今報告があった通り、樹齢300年を越すものであり、非常に葉が澄んでいて、樹勢も優れておりますので指定された方がよろしいかなというふうに思っております。

少し枝垂れている点という意味では「枝垂れ」という言葉を入れてもいいのかもしれませんが、そこまで大きく知られてはいませんので、通常通り「松」ということでいいかと思えます。

私から見ると赤松というより少し黒松系が入っているアイグロマツという系統かなとも若干思っています。葉が太かったりとかですね。ですが、そのような正確な名前を入れるよりは、今のただの「松」という指定でされれば十分よろしいかなというふうに思えます。

(大原会長)

他になれば、(3)「奥州街道名残りの松」の追加の指定につきましては、これを追加指定するに適當であると認めさせていただきました。

エ 花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することについて
(諮問)

(大原会長)

次に(4)花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することについてお諮りします。説明ください。

[酒井文化財専門官から資料No.4を説明]

[質疑]

(大原会長)

ご質問あるいはご意見ございますか。

無いようですので、質疑を終了します。

花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することについては、これを解除することが適当であると認めます。

オ 花巻市指定天然記念物「北笹間のサイカチ」の指定を解除することについて
(諮問)

(大原会長)

(5)花巻市指定天然記念物「北笹間のサイカチ」の指定を解除することについてお諮りします。ご説明ください。

[酒井文化財専門官から資料No.5を説明]

(酒井文化財専門官)

これにつきましても現地を見ていただきました外館委員会のコメントをいただきたいと思います。

(外館委員)

ここを見させいただきましたが、資料の中に根元を写した写真がございます。先ほど酒井さんから説明がありましたように、根元に洞ができて、かろうじて生きているという感じです。この上に大きな幹があったのですが、それらが風等で倒れてしまっ

て、現状では1本ばかり残っているのですが、これも行く末いくらもないだろうという事です。

それから、根本の方からですが新たな枝が幹化しているのですが、これは生きていくだろうとは思いますが、天然記念物としての形態を補うだけの形態はありません。細く、その辺どこにでもあるような木というような感じです。結局、このサイカチの指定理由となったものが災害があり、無くなってしまったということで解除するのもやむを得ないだろうというふうに感じたところでございます。以上でございます。

〔質疑〕

(大原会長)

ご意見ありませんか。竹原委員、どうぞ。

(竹原委員)

価値がなくなったという表現が先ほどのヒイラギでも出されたのですが、巨木であるとかと言うのですが、ヒイラギの方はありましたが、今回の書類の中にサイカチの指定理由は書かれていますでしょうか。

ヒイラギの方は2枚目に「倉沢のヒイラギ」ということで、指定日や指定理由が書いてありますけども、サイカチはどこかに書いてあるのでしょうか？

要するに何が言いたいかということ、解除するときは、価値を失ったときやその他特別な理由があるときということ、例えば古種とか一部分残っていただけでも、その種としての重要度があるということもあるので、その指定理由を見ながら比較しないといけないかなと思います。

これはよくあるんですけども、桜などで枯れても横にひこばえが出ていて、ひこばえは指定解除せずに、そのまま残すなど、いろいろ状況によってあるので、その理由の価値がなくなったという、どういう指定理由かというのが資料に無かったので、それを加えておいて、それに対してこうですよというふうに説明をしていただくと助かります。

(大原会長)

この資料No.4の2枚目に「倉沢のヒイラギ」が説明されておりまして、この文章の写真3点があるその文章の最後がこうなっています。

「細い幹1本残して枯死し、指定理由であった「大木」の様相を失った」ということが書かれてありますので、もしかすればこの「大木」だったということが理由という

ことによろしいのかなと。

(竹原委員)

ヒイラギは1枚もので書かれているのでわかりやすいのですが、サイカチに関してはこういうような資料がなくて、診断書とか他のところの中に説明書きが書いてあるので、ヒイラギの2枚目にあるようなものをつけていただいて、この指定理由と比べてこうだよというふうに、もう少しわかりやすくして資料を作っていただくとよろしいかなと思っております。

さっき言った通り、「大木」でと書いてあるものもあれば、例えば岩手県では、これしかないよという場合においては、仮に大きな太い部分が枯れても細いのが1本残っていれば解除はできませんよというような話になるかと思いますので、その辺の指定理由と解除理由を明確に並べて書いていただくとわかりやすいかなというふうに思いました。

(里館主任)

指定時にはもちろん、指定理由ですとか指定書などがあつたかと思うのですが、今回、本資料を作成するに当たりまして文化財課の方で持っているサイカチに関する資料はこれが全部になります。どこに保管されているかというところが合併前の指定なので、合併などのバタバタのときに、もしかしたら紛失してしまったとか、別の場所に保管しているかというところになりますので、後ほど探してみますけれども、資料については現時点ではこちらが全てということでご了承いただければと思います。大変申し訳ございません。

(竹原委員)

調べていただければいいのであって、別にそれでどうのこうのではなくて、合併を経て、多分再整理しなければいけない一つの作業かなと思います。

あと指定理由というのも、もしかしたら昔はなかったかもしれませんね。名前だけあつたという場合もありますので、解除のときには特別な理由等を明確化させるべきかなというふうに思っております。

(外館委員)

2000年代の報告書から類推するに、「大木」だろうなと解釈しまして、岩手県でも5番目とか6番目の高さ、大きさだというふうに書いてあるので、おそらくその辺が指定理由だろうなというふうに解釈して話しました。

(大原会長)

よろしいですか。

(5) 北笹間のサイカチの指定を解除することについては、これを解除することが適当であると認めます。

カ 花巻市指定無形民俗文化財「太田目田植踊」の指定を解除することについて（諮問）

（大原会長）

(6) 花巻市指定無形民俗文化財「太田目田植踊」の指定を解除することについてお諮りします。

〔酒井文化財専門官から資料No.6を説明〕

〔質疑〕

（大原会長）

太田目田植踊はもう継承する人たちがなくなったという現状ですし、もう既に平成20年には保存会を解散する届が出されていたということでございます。

中嶋委員さん、何かこの点に関してご意見ございますか。

（中嶋委員）

この次にはさんさ踊りが控えておりますけれども、なかなか現状で民俗芸能が後継者不足とか、そういったものを食い止めるというのがすごく難しい状況でございます。特にこういった田植え踊り、例えば神楽とか神社の信仰に伴って、定期的に祭りがあるという状況だと比較的続いていたりするのですが、そういった縛りがない芸能については、どうやって食い止めたらいいのかなという非常に悩むところですし、花巻市さんだけではなくて、岩手県内各地で、特にこの田植え踊りが壊滅的な状況であるというふうに伺っています。対策もさることながら、次のさんさ踊りにも共通して言えることですが、なぜできなくなっていったのか、いつできなくなっていったのかというのを人手不足だけではなく、もうちょっと踏み込んだ事情聴取というのは必要ではないかというふうに感じます。

あとは、いずれにしても貴重な事例ですので、そういった分析も含めた記録ですね。「ここでこういうことをやっていたんだ。」「こういう道具を使って、こういう人たち

がやっていたんだ」というのが、もう終了してしまえばつかめなくなってしまうので、できるだけ近い時期に記録をしていかなければならないのかなというふうに感じます。以上です。

(大原会長)

他にございますか。はい、中村委員お願いします。

(中村委員)

この民俗文化財の解除につきましては、こういう感じで認めていけば、おそらくあと40ぐらいは解除しなければいけないのではないかなと思っておりますけれども、私達が考えていたのは、とにかく保存する人たちがご健在というか、まだその記憶があるうちは解除はしなくても、復活する可能性があるということで、まず休止という扱いにしてくださいということをお願いしてました。やはり完全に指定解除してしまうと、もうそれでいいものだと思ってしまう可能性が非常に高いので、とにかく2人でも3人でも保存会の方が残っていらっしゃる時には、やはり解散届が出されたとしても、やはりこれを簡単に解除してしまうと、多分、地域の人も、もういやという可能性もあるのでその辺の気持ちも考えて慎重にしてきた経緯はあります。

ですから、解散届を出されても、そう簡単に「はい、いいです。解除します。」とやっていいのものなのかというのは、民俗芸能の場合は難しいのではないかなという気はしております。

(大原会長)

他になれば、太田目田植踊につきましては、保持団体の認定についても解除し、文化財指定も解除するということが適当であると認めます。

キ 花巻市指定無形民俗文化財「大瀬川さんさ踊り」の指定を解除することについて（諮問）

(大原会長)

(7) 花巻市指定無形民俗文化財「大瀬川さんさ踊り」の指定を解除することについてお諮りします。

(酒井文化財専門官)

引き続きご説明いたします前に、太田目田植踊ですが、平成20年の段階で教える方は70代80代になってしまい、もう体力的にもなかなか大変な中、もう一つは伝承する

子供がいない。当時、集落内には小学生は誰もいなく、中学生が2人だけで、これではもうどうしようもないということが一つ理由として挙げられております。今回の大瀬川さんさ踊りもその通りでございます。

〔酒井文化財専門官から資料No.7を説明〕

〔質疑〕

(大原会長)

地域の若者、子供の減少により、新会員の参加も望めないという保存会の方からの解散届が出ております。このことについて、ご意見がございますか。

中嶋委員さん、どうぞ。

(中嶋委員)

こちらは解散が令和6年となっておりますが、かろうじて今まで何とか続いていた状況でしょうか。もうそれこそ、何年も長いことできないでしまっている状況ですか。

(酒井文化財専門官)

保存会の会長さんが見えられまして、もう駄目だということでもございました。ただ、記録しているものがあるかということを確認いたしましたので、それは自分の子供たちが出たものはビデオに撮ってあるはずなので、そういうのは当課のお金で、デジタル化して保存するみたいなことは考えていきたいと思っております。

ついこの間も、宮野目の葛大念仏剣舞もやはり同じような理由で相談に見えました。

(大原会長)

よろしいですか。他になければ、花巻市指定無形民俗文化財「大瀬川さんさ踊り」の文化財指定を解除し、保持団体の認定を解除することについて適当であると認めます。

ク 花巻市文化財保存活用地域計画策定について（報告）

(大原会長)

(8) 花巻市文化財保存活用地域計画の策定についてのご報告です。

〔里館主任から資料No.8を説明〕

〔質疑〕

(大原会長)

(8) 花巻市文化財保存活用地域計画の策定についてのご報告がございました。このことに関して、委員の皆様から何かございますか。

竹原委員、お願いします。

(竹原委員)

資料No.8の最初のページで前から気になっているのは、4番の散居風景や曲屋とかかっていう項目があるのですが、これに該当する文化財としての文化的景観とか伝建築とかかっていうのが該当するかと思うんですけども、市の文化財保護条例の中にそういう項目は確か無いんですよ。

そうすると、この報告書の中にも景観の話が書かれていて、私は早く散居風景を指定したいと思うのですが指定できないし、実はすごく難しいんですけども、文化財の中にもそういう空間的な扱いをどのようにしていくかということが、少し抜けているのかなという気がしてなりません。

そういう意味で、文化財保護条例を変えるということはなかなか難しいかと思うんですけども、様々な未指定のものがたくさん出されているかと思いますが、それに対応すべき条例がきちんと整備されているかどうかというのが、いかがなのでしょう。

(伊藤補佐)

保存活用地域計画は指定だけではなく、未指定も含めて指定化に向けた調査をこれから行っていきましょうという計画の中身になっています。

先生がおっしゃる通り、今の花巻市の文化財保護条例の中では、漏れているようなものがたくさんあります。漏れているので指定されていないものも、おっしゃる通りありますので、これから必要であれば条例の改正等も行いながら、指定すべき要件を備えているものについては、この計画期間の中で調査をしながら、適切に保護していきましょうというような計画の中身になっております。

ですから、調査それから指定に関しては今後8年間の計画の中で実施していくというような内容になっております。

(竹原委員)

お願いします。建物とかも、もう50年経てば文化財に指定できるとか、皆さんは文化財課なので文化財に価値があるかどうかで判断されていると思いますので、今この厚い報告書の中にも未指定のものなどいろいろ書かれておりますが、さらにこの期間中にもっと身近なものを拾っていただいて、それを指定というと何か堅苦しいかもしれませんが、街の様々なものをいろんな格好で保護するような方向に向かっていけばいいかなと思います。将来的な検討としまして、計画の終わりの段階より手前で、爾後どういうふうにするかということを検討していただければよろしいかなというふうに思っております。

(大原会長)

ただいま貴重なご意見を賜りました。

木村先生、建物でいろいろとお世話なっていますけど、建物と風景との関係について、いかがでしょうか。

(木村副会長)

先ほど竹原先生がお話されたように、景観についての項目が無いんですね。昨年、国の登録有形文化財に菊池まもる邸が認定になったのですが、100年ぐらいになる建物ですが、市内に結構あるんですけども、ここを数年、文科省の方でも指定はしますけれども管理ができなくて、指定を外してくれという物件がかなりあるんです。ですから、そこら辺のところの建物を所有している方は、もう改築するのも大変で本当にあの部分的に断熱改修をして、そこで住むようにして建物の中を二つに分けて、何とか。ところがそういう個人的な限界、それと保存していく団体をどうしていくかというようなところで非常に悩ましいところです。

かつて、いろいろ調べて、かなりリストアップはしてはいるのですが、そのこの当主の方が本当に今のこの状態がもう維持も何もできないというような形のものも多いので、そこら辺をどう盛り上げていって、昨今はいろんな保存の仕方もありますけど、その民間の団体を育成しないことには、一つの建物が自立して残っていくということは考えられないです。

やはり古いものは、はっきり言えば断熱なんですね。寒くて住めないです。それを今1ヶ所、今年初めに東北大学の文化人類学の大学院の先生をやられた瀬川昌久さんが65歳になって定年になり、いろいろご自分の家を調べたところ花巻の豪商の松屋の分家なんですね。この建物は昭和8年なので調べましたけれども、花巻でも壊された「まん福」とかといったものと同じような大きな和室を持っていたり、それで自分

たちが定年を機に仙台から花巻に住むと。何とかそれを自分たちの代で終わらせないように守るといので、去年10月から断熱改修して、良さを壊さないように新たにいろんな断熱材を補填してやっています。

それから松川さんですが、そこも御当主の晃さんが今お住まいなのですけども、自分たちが280年にもなる建物とどう暮らすかということを実際に学んでいってほしいです。

私らができるのは、建物を守らなければならないので、断熱で何とかということですが、そうすると特色が出てこない。ですから、そういう関心を少しいろんなグループ、あるいは本当は文化財課の方で何かそういうもののきっかけになればよろしいと思いますけれども、そうしていかないと、次に行った時には無いというのが非常に私は危惧してございます。

いずれ建物をどう保存管理をするかという道筋をつけないと、せっかく国の文化財になっても、維持管理ができなくて、登録を解除してもらおうというはここ数年、文化庁でかなりあるようです。ですから、そこは花巻だけの問題じゃないと思いますけれども、そういう文化度の育成といいますか、助長と、やはり景観条例みたいなもので、花巻をどう捉えて、どう残すかということはどこかで組み込んでやらないと、だんだん無くなっていくだけです。以上です。

(大原会長)

先ほど竹原先生から補填があった、円万寺観音山の上から見たあの散居風景はよく花巻を紹介するのに映像としても出て参ります。もちろん指定してあるイーハトーブの風景地、イギリス海岸だとか釜淵の滝だとかがございしますが、確かに円万寺のあの風景は指定も何も無いということを実際に気がついた次第なのですが、その辺はいろいろ検討の余地があるかもしれません。

どういう方法で、どこの部署でこれをもり立てて、どの筋から認定を受けるかというか、何かその辺は研究の余地があるなというふうに思いました。いろいろ今後ご指導いただきたいなと思います。

他にございせんか。

無いようですので、今の文化財保存活用地域計画の策定についてのご報告は終わらせていただきます。

ケ 国指定天然記念物花輪堤ハナショウブ群落保存活用計画の策定について
(報告)

(大原会長)

(9) 国指定天然記念物花輪堤ハナショウブ群落保存活用計画の策定についてのご報告を頂戴いたします。

[伊藤補佐から資料No.9を説明]

[質疑]

(大原会長)

ただいまのご報告について先生方からご意見をお願いします。

竹原委員さんをお願いします。

(竹原委員)

私も長く40年ぐらい前から参加していたもので、途中ハナショウブ群落周辺の圃場整備等が行われまして、だいぶ状況が大きく変わってきました。

ちょっと先ほどの解除の話のところでも少し言いましたけど、指定理由というものとか、ここでも本質的価値は何かという議論がされているように、この花輪堤に関しては昭和10年に国の指定をされていて、どういう理由でどうなのかというのが現状ではよくわからないんです。

そういうものを当時の人もいなければ、状況も全くわからない中で、どのように保存活用していくかというのは実は非常に難しく、そのよりどころとなっているのが、指定理由なり、本質的価値は何かというところに行くわけですけども、そのところで例えば皆様方が思っているようなハナショウブ群落は、ノハナショウブの花がたくさん咲けばいいじゃないかというようなところとか、実は本質的価値と少しズレがあるんですよ。

なので、昭和10年に指定された当時の指定理由に戻って、どのように保護していくかという議論をしているわけです。

ただ私から言わせると、やはり委員とかあるいは周りの人からすれば、花が多ければいいというような話が入ってきたりするので、その辺に少し差が生じていると思います。

この活用計画に関して言えば、その両立を図るべく更に活用という意味では、地元の方にも参加していただいて活用するということになりますので、国なり市なり、住民なり研究者というのはいかがでしょうか、その辺が同じ視線に立って議論していくことがやはり重要になってきているのかなと思っております。

これから10年間、この報告書に基づいて活動をやっていくことになりますが、10年では当然済まされないわけであって、その先、永続的に解除にならないようにはしなければいけないのですが、持続可能な文化財の保護ということになるかと思いますが、それをこの10年やっていく中で、先ほど言いました国、県、市なり地元の方々と議論をしていながら、さらにバージョンアップをしていかないといけないかなと思っております。その第一歩だというふうに位置づけていただければと思います。

その中で一応、何か問題があったときにはすぐ委員会で検討するというふうになっている通り、これは逆に言うと今まで委員会がなかったんです。

問題が起こったときに委員会を立ち上げるというようなやり方がまずかったということです。定常的というわけではないですけども、国の方針もどうもそのような感じらしいですが、相談すべき委員会みたいなものを設けて対応していくというふうにしななければいけなくなっておりますので、ここと限らず他のところも、そのように文化財審議委員の先生方プラスその専門家が積極的に関わりながら問題に対処するような格好の一つの出発点になっているのかなと思っておりますので、伊藤さんはいろいろ苦勞していただいていると思いますけども、今後の計画をよろしく願いたいと思います。

(大原会長)

今後ともどうぞよろしく、ご指導のほどお願いいたします。

議題(9)に関して他にありませんか。以上、皆さんから貴重なご意見を賜りました。事務局にお返しいたします。

すいません、中村中嶋委員さん、どうぞ。

(中嶋委員)

今の文化財の維持保存ということで話題がございましたが、今の民俗芸能で指定を受けている団体さんをずっと見ていたら、多分他にも、今はやっていないだろうなというところが複数ございます。

先ほど、中村さんもお話されていましたが、本当にこのままだと、うちうちも手を挙げてしまうような状況が怖いなというふうに感じています。立て続けに2団体

3団体が解除となると、お願いすれば解除してくれるんだという認識に簡単に至ってしまうことが怖いなというふうにも思います。

今日の場合、最初の田植踊さんはもうだいぶ前に解散届を出しているということで、やむを得ないのかなとは思いますが、細々とでもここ2、3年ぐらい前まではやっていたという状況であるならば解散の希望が出た時点で、もうちょっと待って見ないかという姿勢を持った方がいいのかなというふうに。なかなか現実そこからの復帰というのは、難しいのはわかるのですが、「もうちょっと待って見ないか」「もうちょっと頑張ってみないか」というふうにこちらから問いかけるという姿勢も大事だというふうに。もちろんそうしてくださっていると思うのですが、私も改めてそのように思いました。

あと民俗芸能なので、舞うことができなくなるというのは非常に致命的ではありますが、その指定する際に舞だけではなくて、もしその持っている道具とか習俗とか、そういったものも含めての評価であるならば、舞えなくなったから解散、舞えなくなったから指定解除という部分は少しこれから考え直していく課題ではないかなと。もう少し狭い部分で、ここを残して改めて指定しましょうとか、何かそういう考え方がこれから必要なのかなというふうに感じます。以上でございます。

(鈴森課長)

中嶋先生がおっしゃったのはその通りだと思います。我々も、いわゆる郷土芸能団体数とすれば160という数字は把握しているのですが、その中で実際に活動している団体はどれくらいなんだという部分については、はっきりと数字を持ち合わせていない部分があります。

それについては、別のいわゆる行政評価委員会という会もあるんですけども、そこでもやはり、そういうお話がありましたので、令和6年度にきちんと今現在活動できているという団体さんの数字を把握していかなければ駄目なんだろうと。

それについては、花巻市郷土芸能保存会の方からも要請がありまして、保存会でもやはりわかっていない部分があるので、それについてはきちんと数字を把握していきたいという中で、今、中嶋さんが言ったように、何とか継続してもらえる別な方法がないのかという部分については、その団体さんごとに丁寧にお話しながら、もちろん中島さん、それから中村委員にもご相談させていただきながら、今後、進めていくべきなんだろうというふうに思っておりますので引き続きご協力、お力添えをどうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

議事は以上でございます。

(4) その他

次第の4.その他でございますけれども、事務局の方では特に準備してございません。

冒頭で申し上げるべきところでしたけれども、皆さんにまた4月1日から委員の委嘱ということでお願いしてございます。正式には3月22日の教育委員会議の中で議案として上げて、そこで議決されてからということになりますけれども、引き続き、心づもりだけはどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

(5) 閉 会 (進行：鈴木課長)

これをもちまして、第3回花巻市文化財保護審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。